

埼玉県市町村総合事務組合公報
第2号

発行
さいたま市浦和区仲町
3-5-1
埼玉県市町村総合事務組合

◇ 目 次 ◇

告 示

- 埼玉県市町村総合事務組合議長の当選者報告…………… 3 頁
- 埼玉県市町村総合事務組合副議長の当選者報告…………… 3 頁
- 埼玉県市町村総合事務組合監査委員の選任について…………… 4 頁
- 埼玉県市町村総合事務組合公平委員会委員の選任について…………… 4 頁
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認の報告…………… 5 頁
- 令和3年度埼玉県市町村総合事務組合一般会計予算…………… 6 頁
- 令和3年度埼玉県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算…………… 10 頁

組合告示第2号

令和3年2月8日執行の議長選挙において、当選した者の職及び氏名は次のとおりである。

令和3年2月8日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者 富岡勝則

職	氏名	備考
議長	中野和信	蓮田市長

組合告示第3号

令和3年2月8日執行の副議長選挙において、当選した者の職及び氏名は次のとおりである。

令和3年2月8日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者 富岡勝則

職	氏名	備考
副議長	花輪利一郎	寄居町長

組合告示第4号

令和3年2月8日開会の組合議会の同意を経て、監査委員に選任された者は次のとおりである。

令和3年2月8日

埼玉縣市町村総合事務組合
管理者 富岡勝則

職	氏名	備考
議員選出の監査委員	吉田信解	本庄市長

組合告示第5号

令和3年2月8日開会の組合議会の同意を経て、公平委員会委員に選任された者は次のとおりである。

令和3年2月8日

埼玉縣市町村総合事務組合
管理者 富岡勝則

氏名	備考
藤原ユキ子	朝霞市公平委員

組合告示第6号

令和3年2月8日開会の組合議会の承認を経た職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は次のとおりである。

令和3年2月8日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者 富岡 勝則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和37年組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の110」を「100分の107.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

組合告示第7号

令和3年2月8日開会の組合議会の議決を経た令和3年度埼玉縣市町村総合事務組合一般会計予算は、次のとおりである。

令和3年2月8日

埼玉縣市町村総合事務組合
管理者 富岡勝則

令和3年度埼玉県市町村総合事務組合一般会計予算

令和3年度埼玉県市町村総合事務組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,270,495千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

- 第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表

歳 入 歳 入 歳 出 予 算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 負 担 金			23,036,302
	1 市 町 村 等 負 担 金		23,036,302
2 消 防 基 金 支 出 金			23,100
	1 消 防 基 金 支 出 金		23,100
3 財 産 収 入			185,050
	1 財 産 運 用 収 入		185,050
4 繰 入 金			23,101
	1 特 別 会 計 繰 入 金		17,500
	2 基 金 繰 入 金		5,601
5 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
6 諸 収 入			2,941
	1 預 金 利 子		300
	2 返 還 金		2,640
	3 雑 入		1
	合 計		23,270,495

歳 出		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 議 会 費	1 議 会 費		1,070
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費		100,886
	2 監 査 委 員 費		348
3 給 付 費		19,630,704	
	1 退 職 手 当 費		19,606,859
	2 災 害 補 償 費		23,845
4 消 防 基 金 掛 金			38,850
	1 消 防 基 金 掛 金		38,850
5 積 立 金		3,485,050	
	1 積 立 金		3,485,050
6 諸 支 出 金		5,000	
	1 選 付 金		5,000
7 予 備 費		8,935	
	1 予 備 費		8,935
	合 計		23,270,495

組合告示第8号

令和3年2月8日開会の組合議会の議決を経た令和3年度埼玉縣市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算は、次のとおりである。

令和3年2月8日

埼玉縣市町村総合事務組合
管理者 富岡勝則

令和3年度埼玉県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算

令和3年度埼玉県市町村総合事務組合交通災害共済事業の特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ173,740千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項 目		額
款				(単位 千円)
1 会	費			100,000
		1 会	費	100,000
2 財	産 収 入			50
		1 財	産 運 用 収 入	50
3 繰	入 金			1
		1 基	金 繰 入 金	1
4 繰	越 金			73,659
		1 繰	越 金	73,659
5 諸	収 入			30
		1 預	金 利 子	29
		2 雑	入	1
歳 入 合 計				173,740

(単位 千円)

歳 出		歳 出		項 目	金 額
款	費	款	費		
1 総	務 費	1 総	務 管 理 費		17,780
2 事	業 費	1 見	舞 金		155,610
		2 加	入 推 進 費		120,000
		3 災	害 調 査 費		35,530
3 積	立 金	1 積	立 金		80
4 予	備 費				50
		1 予	備 費		50
					300
					300
				合 計	173,740